公益財団法人　群馬健康医学振興会
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人　群馬健康医学振興会定款第 12 条及び第 27 条の規定により、理事、監事及び評議員の報酬は、無報酬とする。

＜定款抜粋＞

第 4 章　評議員

（報酬等）

第 12 条　評議員は無報酬とする。

２　前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 6 章　役員

（報酬等）

第 27 条　役員は、無報酬とする。